

事業再評価調書

[事業種別] 事業名【再評価理由】		[港湾整備事業] 咲洲東土地造成事業		【④事業休止中の事業であって、翌年度に事業再開する事業】	
担 当		大阪港湾局計画整備部計画課 営業推進室開発調整課		(電話番号：06-6615-7785) (電話番号：06-6615-7776)	
1 事業目的		本事業は、輸入木材の製材化により遊休水面化した木材整理場において土地造成を行い、埠頭用地及び流通施設用地を確保するものである。 【埠頭用地】鋼材鉄鋼、製材、金属くず等の貨物需要が見込まれ、輸送船舶の大型化が進展しているなか、貨物を取り扱う岸壁の最大水深が-12mしかない状況から国直轄事業により水深-13m岸壁が整備され、そこで取り扱われる貨物の荷捌き・一時保管に供する埠頭用地が必要である。また、荷捌き地の不足により仮置き場所が大阪港内に点在し、港内で非効率な横持ち輸送が発生しているため、埠頭用地を整備する。 【流通施設用地】物販系分野において電子商取引（EC）市場規模は年々増加し、貨物輸送の小口化・多頻度化が進展するなか、背後に一大消費圏を抱え輸入貨物を多く取り扱う大阪港においても、輸入貨物の検品・仕分けなどを効率的に行うことができる大型物流施設の需要が高まっていることから、大阪港の輸送効率化の観点から、これらが立地可能な流通施設用地を整備する。 なお、本事業は市内公共工事等（広域インフラ整備）により建設残土を受け入れることにより、不足する恐れのある土砂処分場を確保するものである。			
2 事業内容		【埠頭用地整備】 〔面積:5.1ha〕 【流通施設用地整備】 〔面積:15ha〕 計 〔面積20.1ha〕			
3 事業の概況 ※[]内は前回評価時		【埠頭用地】 事業開始 平成12年11月 事業完了予定 令和13年度[令和7年度] 全体事業費 48億円[48億円] 既投資額 7.4億円[7.4億円] 【流通施設用地】 事業開始 平成12年11月 事業完了予定 令和19年度[-] 全体事業費 103億円[-] 既投資額 5.4億円[-] 変更点： 【埠頭用地】 事業完了年度 令和7年度→令和13年度 【流通施設用地】 事業完了年度 事業休止→令和19年度		【埠頭用地】 進捗率 15%[15%] (事業費ベース) 工事進捗率 15%[15%] (事業費ベース) 【流通施設用地】 進捗率 5%[-] (事業費ベース) 工事進捗率 5%[-] (事業費ベース)	
視点 毎の 評価	4 事業の必要性の 評価 A～C	【埠頭用地】鋼材・鉄鋼、製材、金属くず共に船舶の大型化が進展するなか、平成23年以降は大型船（4万DWT以上）が喫水調整（沖待ち）をして入港せざるを得ない状況であるほか、金属くずについては、荷捌き地不足に伴い仮置き場所が大阪港内に点在し、港内で非効率な横持ち輸送が発生していることから、大型船舶に対応した-13m岸壁と合わせて埠頭用地を確保する必要がある。 【流通施設用地】大阪港における大型物流施設の立地数は前回再評価時点の約30施設から現時点では約60施設と約2倍増加しており、昨年度に実施した第6貯木場埋立地の売却においては、問い合わせ件数が数十社に及ぶとともに、予定価格の約4倍以上で売却されるなど、本事業に対してのニーズが高まっている。 【共通】不足する恐れのある土砂処分場の確保に寄与するものであり、費用便益分析の結果、費用を上回る便益を確認している。			
		【費用便益分析結果】 費用便益比 B／C＝2.32（総便益B：304億円、総費用C：131億円）			
	5 事業の実現見通しの 評価 B	【埠頭用地】 国直轄事業（岸壁、航路・泊地）が46%まで進むとともに、令和3年度の国の事業再評価監視委員会において、令和13年度の国際物流ターミナル整備事業の完成をめざし、令和6年度から工事を本格化するとされており、本市事業も国直轄事業と並行して進め、港営事業会計の機能債を充当することから、必要な財源を確保できる見込みである。 【流通施設用地】 本事業は、港営事業会計の臨海債を充当することから、必要な財源を確保できるとともに、起債の償還に必要な土地売却収益も一定確保できる見込みである。 【共通】公有水面埋立免許取得時に地元関係者との同意を得ている。			
	6 事業の優先度の視 点の評価 B	【埠頭用地】 国直轄事業（岸壁等）と一体的に供用される施設であるため、国の国際物流ターミナル整備事業への影響が大きい。 【流通施設用地】 EC市場規模の拡大により、輸送の小口化・多頻度化への対応が求められる中、事業が遅延した場合、大阪港における輸送の効率化が図れない。 【共通】 本事業の遅延により市内公共工事等（広域インフラ整備）により発生する建設残土の処分先が不足し、公共工事への影響が懸念される。			
7 特記事項		—			
8 対応方針（案）		事業継続（B）			
(理由)		【埠頭用地】 「事業継続(C)」→「事業継続(B)」 事業実現の見通しがあり、国直轄事業の岸壁工事が令和6年から本格化の予定であることから、これに併せて予算の範囲内で着実に実施していく。 【流通施設用地】 「事業休止(D)」→「事業継続(B)」 事業実現の見通しがあり、臨海部における大型物流施設用地への高い需要があるため、予算の範囲内で着実に実施していく。			
9 今後の 取組方針（案）		【埠頭用地】国直轄事業を核とする国際物流ターミナル整備事業の令和13年度の完成にあわせ、着実に継続実施していく。 【流通施設用地】背後に一大消費圏を抱える大阪港において、輸送効率化に寄与する大型物流施設の立地需要に対応するとともに、今後不足する恐れのある公共残土の処分場確保の観点から、令和19年度の完成をめざし、事業を着実に継続実施していく。			